

## 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減実施要領

施行	平成12年	4月1日
一部改正	平成13年	1月1日
一部改正	平成15年	6月1日
一部改正	平成17年	1月1日
一部改正	平成17年	2月1日
一部改正	平成17年10月1日	
一部改正	平成18年	4月1日
一部改正	平成18年	7月1日
一部改正	平成21年	4月1日
一部改正	平成23年	4月1日
一部改正	平成24年	4月1日
一部改正	平成25年	8月1日
一部改正	平成27年	4月1日
一部改正	平成28年	4月1日
一部改正	平成29年	4月1日
一部改正	平成30年	4月1日
一部改正	平成30年10月1日	
一部改正	令和5年	4月1日

### (趣旨)

第1条 この要領は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が、その社会的役割に鑑み、低所得者のうちでも極めて厳しい状況にある者に対して、法人等による負担を基本として、利用者負担を軽減する場合の取扱いについて定めるものとする。

### (軽減を行う旨の申出)

第2条 利用者負担の軽減（以下「軽減」という。）を行おうとする法人等は、市長に対して、社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書（様式第1号）によりその旨の申出を行うものとする。

### (軽減の対象となるサービスの種類)

第3条 軽減の対象となるサービスは次のとおりとする。

- (1) 介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (2) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- (3) 訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (4) 通所介護、地域密着型通所介護
- (5) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

- (6) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス
  - (7) 第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- 2 前条の申出を行った法人は、当該法人等の実施するサービスのうち前項に規定するすべてのサービスについて、利用者負担の軽減を行うものとする。

（軽減の対象となる利用者負担）

- 第4条 軽減の対象となるサービスのうち、軽減の対象となる利用者負担は前条第1項の（1）から（7）までに規定するサービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（ただし、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額とする。
- 2 前項において、食費又は居住費（滞在費）のいずれか一方でも基準費用額を超える金額を徴収する場合には、その利用者については利用者負担の全額を軽減の対象外とする。

（軽減の対象者）

- 第5条 軽減の対象者は、介護保険料を滞納しておらず、次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、その中でも極めて厳しい状況にある者及び生活保護受給者とする。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者は対象としない。
- (1) 市民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者
  - (2) 市民税世帯非課税者であって、前年中の収入が単身世帯で1,500,000円、世帯員が1人増えるごとに500,000円を加算した額以下である者のうち、次の全ての要件を満たす者
    - ア 預貯金及び有価証券等の合計額が単身世帯で3,500,000円、世帯員が1人増えるごとに1,000,000円を加算した額以下であること。
    - イ 市民税を課される者と生計を共にしていないこと。
    - ウ 他の世帯の者の税法上の被扶養者になっていないこと。
    - エ 居住する土地、家屋以外に活用できる資産がないこと（活用できる資産を処分することにより世帯の収入に多大な影響を及ぼす場合を除く。）。

（軽減を受けるための申請）

- 第6条 軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、必要な書類を添付の上、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前条第2号に該当する場合にあっては、前項の申請書に収入状況等申告書（様式第2号の2）を添付しなければならない。

（軽減対象者の決定）

- 第7条 市長は、申請者に対し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第

3号)により結果を通知し、軽減の対象者に対しては、併せて社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(様式第4号。以下「確認証」という。)を交付する。

2 前項の確認証の交付を受けた者は、第3条第1項のサービスを受けるときは、当該確認証を提示するものとする。

#### (軽減の程度)

第8条 軽減の程度は、利用者負担額の4分の1に相当する額とする。ただし、市民税世帯非課税者である高齢福祉年金受給者については、軽減の程度は、利用者負担額の2分の1に相当する額、なお生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額のみとし、軽減の程度は全額とする。

2 前項の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### (軽減に係る特例)

第8条の2 平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第5条に該当する者については、第8条第1項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(高齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

#### (法人等に対する助成)

第9条 法人等に対しては、軽減した額の一部を助成するものとする。ただし、次条の規定により算出した額が1円に満たない場合にあつては、助成は行わない。なお、この助成額の算定については、事業所(施設)を単位として行うこととする。

2 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、前項に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。

#### (軽減に対する助成対象の額)

第10条 前条の助成の対象となる額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額とする。

(1) 法人等が利用者負担を軽減した総額(大分市の被保険者の利用に係るものに限る)

(2) 当該法人等がこの要領による利用者負担の軽減を実施しなかったとした場合の利用者負担収入(第3条第1項のサービスに係るものに限る)の1%に相当する額

#### (助成の額)

第11条 第9条の助成の額は、前条に規定する助成の対象となる額の2分の1以内とす

る。

- 2 前項の規定に関わらず、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成措置の対象とする。

(助成の申請)

- 第12条 第9条の助成を受けようとする法人等は、必要な書類を添付の上、市長に申請しなければならない。

(助成の額の決定及び交付)

- 第13条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査の上、助成額を決定し、当該法人等に交付するものとする。

(他の軽減措置との適用関係)

- 第14条 別に定めのある障害者施策によるホームヘルプサービス利用者についての利用者負担軽減措置との適用関係については、まずこの措置の適用を行い、その後、本要領による利用料負担の軽減の取扱いを行うこととする。
- 2 高額介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額介護予防サービス相当費並びに高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス相当費（以下「高額介護サービス費等」という。）との適用関係については、まず本要領による利用料負担の軽減の取扱いを行い、その後、高額介護サービス費等の支給を行うこととする。
- 3 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際この要領による改正前の社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減実施要領に規定する様式用の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。